

「コロナ19」の影響による指定期間の職権延長公告(2次)

国内・外で「コロナウイルス感染症-19(コロナ19)」の拡散などによって、特許・実用新案・デザイン・商標に関する手続きを踏む出願人などが関連法令により特許庁長などが指定した期間を遵守できない虞があるため、[添付]で列挙した指定期間が2020年4月30日から2020年5月30日までの期間内に満了する場合には、「特許法」第15条第2項（「実用新案法」第3条により準用される場合を含む）、「デザイン保護法」第17条第2項、「商標法」第17条第2項によりその期間の満了日を2020年5月31日まで職権延長します。

2020年4月28日

特 許 庁 長
特許審判院長

[参考事項]

1. 特許法などで定める法廷期間、当事者間の紛争発生のある期間などは、今回の職権延長対象から除外されました。特許などに関する手続きを踏む期間に関して職権延長された期間を[添付]の目録で必ずご確認ください。
2. 期間が延長されても、指定期間内に意見書・補正書などの提出があれば期間短縮申請がなくとも不要な期間の遅延を防止するため特許などに関する手続きが進行され得ます。

添付

[特許・実用新案]

1. 特許法施行令第10条、実用新案法施行令第6条、特許・実用新案審査事務取扱規定第60条による優先審査申請の補完要求に対する補完期間
2. 特許法施行規則第16条、実用新案法施行規則第17条において準用する特許法施行規則第16条、特許・実用新案審査事務取扱規定第23条による指定期間延長の承認(特許庁長、特許審判院長、審査官により承認される期間に限定する)に対する意見書(疎明書)の提出期間
3. 特許法施行規則第25条、実用新案法施行規則第17条において準用する特許法施行規則第25条による優先権証明書類の国語翻訳文の提出要求に対する国語翻訳文の提出期間
4. 特許法施行規則第46条、実用新案法施行規則第17条において準用する特許法施行規則第46条による先出願国の審査結果に対する国語翻訳文の提出命令に対する国語翻訳文の提出期間
5. 特許法第36条、実用新案法第7条による協議要求に対する申告期間
6. 特許法第63条、実用新案法第14条による拒絶理由(最後拒絶理由通知を含む)の通知に対する意見書の提出期間
7. 特許法第63条の3、実用新案法第15条において準用する特許法第63条の3による外国の審査結果の提出命令に対する意見書などの提出期間
8. 特許法第93条において準用する特許法第63条、実用新案法第22条の6において準用する実用新案法第14条による拒絶理由通知に対する意見書の提出期間
9. 特許法第211条、実用新案法第41条において準用する特許法第211条の国際調査報告書などに記載された文献の提出命令に対する文献の写しの提出期間
10. 特許法第222条、実用新案法第44条において準用する特許法第222条による書類などの提出要請(審査参考資料の提出要請)に対する書類など(審査参考資料)の提出期間
11. 特許法第58条、実用新案法第15条において準用する特許法第58条、特許・実用新案審査事務取扱規定第71条及び第71条の2による審査意見の問い合わせのため

の依頼書など副本送達に対する意見書などの提出期間

12. 旧特許法(法律 第7871号、2006. 3. 3.、一部改訂以前) 第70条、旧実用新案法(法律 第7872号、2006. 3. 3.、全部改訂以前) 第48条において準用する旧特許法第70条による異議申請書副本送達に対する答弁書の提出期間
13. 旧特許法(法律 第7871号、 2006. 3. 3.、 一部改訂以前) 第52条、旧実用新案法(法律 第7872号、2006. 3. 3.、全部改訂以前) 第16条及び特許・実用新案審査事務取扱規定第22条、第25条による分割出願不認定予告通知書に対する意見書の提出期間
14. 特許法第195条による補正命令に対する補正書の提出期間
15. 特許法施行規則第106条の29による国際予備審査請求に関する手続きの補正命令に対する補正書の提出期間

[商標]

16. 商標法第35条、商標デザイン審査事務取扱規定第33条の2、国際商標登録出願審査事務取扱規定第20条の1による協議要求に対する申告期間
17. 商標法第44条、商標デザイン審査事務取扱規定第32条による変更出願不認定予告通知に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
18. 商標法第45条、商標デザイン審査事務取扱規定第32条による分割出願不認定予告通知に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
19. 商標法第46条、商標デザイン審査事務取扱規定第32条による条約による優先権主張不認定予告通知に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
20. 商標法第47条、商標デザイン審査事務取扱規定第32条による出願時の特例不認定予告通知に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
21. 商標法第55条、商標法施行規則第50条による拒絶理由通知に対する意見書の提出期間(商標法第180条の国際商標登録出願に対する仮拒絶通知の意見書の提出期間は除く)
22. 商標法第56条による書類などの提出要請(審査参考資料の提出要請)に対する書類など(審査参考資料)の提出期間
23. 商標法第66条、商標デザイン審査事務取扱規定第57条による異議申請書副本通

知に対する答弁書の提出期間

24. 商標法第66条、国際商標登録出願の審査事務取扱規定第24条による異議申請に基づく暫定拒絶通知(PROVISIONAL REFUSAL BASED ON AN OPPOSITION)に対する意見書の提出期間
25. 商標法第205条、商標デザイン審査事務取扱規定第41条による国際登録消滅後の商標登録出願の特例不認定予告通知(再出願不認定予告通知)に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
26. 商標法施行令第13条、商標デザイン審査事務取扱規定第44条による優先審査申請書の補完要求に対する補完期間
27. 商標デザイン審査事務取扱規定第31条による審査再開通知に対する補正書の提出期間
28. 商標デザイン審査事務取扱規定第37条による拒絶予告通知に対する補正書の提出期間
29. 商標法第17条、商標デザイン審査事務取扱規定第13条による指定期間延長の承認(特許庁長、特許審判院長、審査官により承認される期間に限定する)に対する意見書(疎明書)の提出期間
30. 商標法第37条による補完命令に対する手続補完書の提出期間

[デザイン]

31. デザイン保護法第46条、商標デザイン審査事務取扱規定第13条、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定第22条による協議要求に対する申告期間
32. デザイン保護法第51条、商標デザイン審査事務取扱規定第71条、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定第26条による条約による優先権主張不認定予告通知に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
33. デザイン保護法第36条、商標デザイン審査事務取扱規定第71条、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定第26条による新規性擬制不認定通知に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
34. デザイン保護法第63条、商標デザイン審査事務取扱規定第13条、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定第22条による拒絶理由通知に対する意見書の提出期

間

35. デザイン保護法施行令第7条、商標デザイン審査事務取扱規定第44条、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定第46条による優先審査申請書の補完要求に対する補完期間
36. デザイン保護法第50条、商標デザイン審査事務取扱規定第71条、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定第26条による分割出願不認定予告通知に対する意見(答弁、疎明)の提出期間
37. デザイン保護法第68条、商標デザイン審査事務取扱規定第91条、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定第36条によるデザイン一部審査登録の異議申請書副本通知に対する答弁書の提出期間
38. デザイン保護法施行規則第47条による優先権主張証明書類に対するハングル翻訳文の提出要求に対するハングル翻訳文の提出期間
39. デザイン保護法施行規則第29条、商標デザイン審査事務取扱規定第13条、国際デザイン登録出願審査事務取扱規定第22条による指定期間延長の承認(特許庁長、特許審判院長、審査官により承認される期間に限定する)に対する意見書(疎明書)の提出期間
40. デザイン保護法第213条による書類などの提出要請(審査参考資料の提出要請)に対する書類など(審査参考資料)の提出期間
41. デザイン保護法第38条による補完命令に対する手続補完書の提出期間

[審判]

42. 特許審判院長が民事訴訟規則第109条を準用して審判請求書(取消申請書)又はその中間書類の書誌事項(翻訳文の未提出含む)を補充するように通知した補充要求書で定めた期日
43. 特許審判院長が産業財産権の審判費用額の決定に関する告示第5条により請求人が提出した費用計算書に対して意見書(疎明書)を提出するよう被請求人通知した催告書で定めた期日
44. 特許審判院長が産業財産権の審判費用額の決定に関する告示第5条により被請求人が催告書に対して作成した意見書(疎明書)に対する意見を提出するよう請求

人に通知した「催告書に対する意見書副本送達書」で定めた期日

[その他]

45. 特許法第22条第5項、実用新案法第3条により準用される特許法第22条、デザイン保護法第24条第4項、商標法第24条第4項により中断された手続きの受継を命ずる手続受継命令(特許庁長が手続きの受継を命ずる場合に限定する)で定めた(受継申請)期間
46. 特許庁長または特許審判院長が特許法第46条、特許法第203条第3項、実用新案法第11条において準用する特許法第46条、デザイン保護法第47条、商標法第39条により通知した補正命令に対する補正書(意見書)の提出期間
47. 特許庁長または特許審判院長が特許法施行規則第11条、実用新案法施行規則第17において準用する特許法施行規則第11条、デザイン保護法施行規則第24条、商標法施行規則第25条により不適法な出願書類などの返戻理由を通知する返戻理由通知に対する疎明期間

(以上)